（伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部改正）

第四十九条　伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項を次のように改める。

2　都道府県知事は、前項の振興計画を受理し、経済産業大臣に送付するときは、当該振興計画に関し意見を付すことができる。

第七章　国土交通省関係

（建設業法の一部改正）

第五十条　建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第一項中「十五人以内」を削り、「組織する」を「組織し、中央審査会の委員の定数は、十五人以内とする」に改める。

第二十九条の五第四項を次のように改める。

4　国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業者監督処分簿を公衆の閲覧に供しなければならない。

（水防法の一部改正）

第五十一条　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「会長一人及び委員十五人以内で」を「会長及び委員をもつて」に改める。

第三十四条第三項中「会長一人及び委員二十五人以内で」を「会長及び委員をもつて」に改める。

（建築基準法の一部改正）

第五十二条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第二項中「これに対する意見及び前項」を「同項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該市町村の長は、当該建築協定書の内容について意見があるときは、その意見を付さなければならない。

第七十九条第一項中「又は七人をもつて」を「以上をもつて」に改める。

第九十七条の五第二項中「添える」を「付する」に改める。

（建築士法の一部改正）

第五十三条　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「それぞれ」及び「十人以内」を削り、「組織する」を「組織し、中央建築士審査会の委員の定数は、十人以内とする」に改める。

（港湾法の一部改正）

第五十四条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第三項を削る。

第四十九条中「公表するとともに、その写しを国土交通大臣に提出しなければ」を「公表しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

2　国土交通大臣は、必要があると認めるときは、港務局に対し、前項の報告の写しの提出を求めることができる。

第五十条の三第三項を次のように改める。

3　国土交通大臣は、必要があると認めるときは、港務局に対し、その加入する第一項の協議会の設置の有無について報告を求め、及び当該協議会が設置された場合には、その規約の提出を求めることができる。

（国土調査法の一部改正）

第五十五条　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「公示しなければ」を「これを公表するよう努めなければ」に改める。

第六条の三第五項中「公示する」を「これを公表するよう努める」に改める。

第六条の四第一項中「前条第五項」を「前条第二項」に、「公示された」を「定められた」に、「基く」を「基づく」に改める。

第三十一条第二項中「通知しなければ」を「通知するよう努めなければ」に改める。

（土地収用法の一部改正）

第五十六条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「報告し、国土交通大臣の要求があつた場合においては、事業の認定に関する書類の写を送付しなければ」を「報告しなければ」に改める。

（宅地造成等規制法の一部改正）

第五十七条　宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条―第二十六条」を「第二十四条・第二十五条」に、「第二十七条―第三十一条」を「第二十六条―第三十条」に改める。

第三条第三項中「国土交通大臣に報告し、かつ、」を削る。

第二十五条を削り、第二十六条を第二十五条とし、第七章中第二十七条を第二十六条とし、第二十八条から第三十一条までを一条ずつ繰り上げる。

（地方住宅供給公社法の一部改正）

第五十八条　地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項中「、意見を附して」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、都道府県知事又は市長は、当該書類の内容について意見があるときは、その意見を付さなければならない。

（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部改正）

第五十九条　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、その」を「前項の場合において、都道府県知事は、同項の申請書の内容について意見があるときはその」に改め、同条第三項中「前項の書類」を「第一項の申請書」に改める。

（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正）

第六十条　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項を削る。

（都市計画法の一部改正）

第六十一条　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「国土交通大臣及び」を削る。

第二十二条第一項中「あつては国土交通大臣」を「あつては関係市町村長」に改め、「関係都府県知事」の下に「及び関係市町村長」と、「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣及び都府県知事」を加える。

第七十八条第二項中「又は七人」を「以上」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第六十二条　都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第百二十九条中「、組合又は再開発会社を」を「又は組合を」に改める。

第百三十七条中「及び第七条の九又は第十一条」を削る。

（地方道路公社法の一部改正）

第六十三条　地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「、意見を附して」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、都道府県知事又は市長は、当該書類の内容について意見があるときは、その意見を付さなければならない。

（新都市基盤整備法の一部改正）

第六十四条　新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「三人以上」を削る。